

泊原発 運転認めず

北海道電力泊原発

北海道の日本海側、積丹半島西側の付け根に位置する泊村にある。1~3号機はすべて加圧水型。1989年に1号機が運転を始めた。現在は定期検査で全て停止中。

始めた。現在は定期検査で全て停止中。

出力は計207万キロワットで、東日本大震災前は北海道で使われる電気の約4割を抱っていた。



「差し止め認める」と書かれた紙を掲げる原告団ら=31日午後、札幌市中央区、日吉健吾撮影



北海道電力が再稼働を目指す泊原発（北海道泊村）の1~3号機について、道内外の約1200人が北電と相手に連絡差し止めなどを求めた訴訟で、札幌地裁は31日、連絡を認めた判断を覆い戻した。札幌地裁判長は現在ある防潮堤について「安全度の審議を絶たしない」と述べた。原告弁護団によると、進波対策の不備を理由に連絡差し止めを命じた判断は初めて。北電は控訴する方針。▼2面=解説、23面=判決要旨、25面=安堵

東日本大震災を踏まえて原発の新規制基準ができる以前に建設された、原発の運転を認めない判断などは、以降に直撃された。原発では4件目。これまで、関西電力の大飯原発（福井県おおじ町）について連絡差し止め判決と設置許可取り止め判決が、日本原子力発電の東海原発（茨城県東海村）をめぐる連絡差し止め判決が出ている。原告側は2011年1月に提訴。運転時の事故で放射性物質が流出した場合、生命や健康が脅かされ、憲法で保護された「人格權」が侵害されるとしている。谷口裁判長は「現時点では審理が熟しだ」と述べて弁論を打ち切り、結審していた。

谷口裁判長は判決で、提訴から10年以上が経過したことに対し、「北電が安全確保に努めていた」と肯定化するのではなく、「想定外の事態が発生した」として立証を終える見通しが立たず、「これ以上審理を続けることは妥当化するには難しく」と判決書を渡してしまった。しかし、勝ち切った理由を説明。そのうえで、既存の防潮

防潮堤「基準満たさず」札幌地裁判決 津波対策の不備 初判断

防潮堤（高さは海面から16・5m）の安全性について検討した。14年で終了した防潮堤をめぐっては、原子力規制委員会が地盤の液状化の可能性を指摘し、北電側は「あるいは安全確保のために、防潮堤の上に造り直す」と説明していた。

判決は「（北電側は）地盤が液状化しないことを相

当な資料で裏付けていない」と指摘。新たな防潮堤

が建設される」と訴えた。

北電側は、「一部の争点について今年2月までに最終

的な合意をする」と説明。し

かし、今年1月、谷口裁判

長は「現時点では審理が熟

だ」と述べて弁論を打ち切

り、結審していた。

谷口裁判長は判決で、提

訴から10年以上が経過した

ことに対し、「北電が安全確

保を実現するまでもなく、津波

によって原告の人格権が侵害されるおそれがある」と結論づけた。

泊1~3号機は11年4月に再稼働を申請したが、12年5月、定期検査のため順次停止。北電は国が新規制基準を施行した13年7月に再稼働を申請したが、現在も原子力規制委員会による審査が続いている。（平岡春人）

「そのほかの争点について

「想定される津波に対する想定される施設は存在

しておらず、新規制基準が

定める安全性の基準を満たしていない」と判断。原告

のうち原発の半数30%の内に住む44人にについて連絡差

し止め請求を認めた。

訴訟では津波対策のほかに周辺の活動層なども争点になっていたが、判決は

しておらず、新規制基準が

定める安全性の基準を満た

していない」と判断。原告

主張先延ばし 北電を批判

北海道電力・泊原発をめぐる主な出来事

11年 3月 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故
4月 1号機が定期検査で運転停止
9月 2号機が定期検査で運転停止
11月 泊原発の運転差し止めなどを求めて住民ら612人が札幌地裁に提訴

12年 2月 地裁で第1回口頭弁論
5月 3号機が定期検査で運転停止
11月 住民ら621人が追加提訴

13年 7月 原発の新規制基準が施行、北電など電力各社が原子力規制委員会に自社原発の再稼働を申請

14年12月 北電が津波対策の防潮堤を設置

15年10月 北電が地盤による液状化で防潮堤が地盤沈下する恐れがあると規制委に報告

17年10月 北電が新防潮堤の建設方針を表明

22年 1月 裁判長が弁論終結を宣言し、結審

5月 週報差し止めの判決
原発の運転を認めない判断が出た4訴訟の期間
東日本大震災後。訴訟から一審判決
泊原発
・札幌地裁 運転差し止め 1~3号機 11年11月~22年5月(10年6ヶ月)
大飯原発
・福井地裁 運転差し止め 12年11月~14年5月(1年5ヶ月)
3、4号機
・大阪地裁 設置許可取り消し 12年6月~20年12月(8年5ヶ月)
東海第二
・水戸地裁 運転差し止め 12年7月~21年1月(9年7ヶ月)
原発

判決は、2011年の控訴審から10年以上経過して、北電側の安全性を主張・立証を終えなかつたため、防護堤内の安全柵を設けたが、北電側の対応を批判した。

裁判の開始から10年余。北海道電力は、原発をなくし札幌地裁は、被曝に対する安全が不十分だとして、運転を認めたことの原由を示した。電力会社にむかっては、「訴訟リスク」が故で頭を化した形だ。

札幌地裁

り、その結果が主にこの
いふを理由と北畠は断然下
説明を先送りしきついた。
左田の弁護ひき「本來、國
の規範的の精神（権威）によ
ることば（北畠ひし）」必
要になつて眞理を立てる規範
定してこ。確実な規範
を保證せしむるに「たゞ
と根拠あるものもあつた。
到底が、右陳述の再検討
で左田の具体的な危険が
及ぶなどといふ「本來、國

指揮が立証すべきだ。しかし、『原発が規制委の基準を満たすが故に、知見や資料を持つ北電側が相当の資料、根拠に基づき立証する必要がある』とした。その上で「防護環の地震の約9年。同時期に出現した原発事故のうち再稼働申請していないのは原発だけだ。審査が長期化していく要因の一つは、敷地内の断層についての調査に時間がかかるといった。

終わらぬ立証審理打ち切り

泊原発は今回の事故について「国が運営者となっていない訴訟である」とから、判決どおり「ダメ」とする立場たたいた」とした。規制委の関係者は「裁判と審査は別の中」と審査を続ける考え方を示した。
泊原発の再稼働申請から泊原発の高さ15・5メートルに亘って、津波の標識が立つて東京電力福島第一原発の事故を受け、14年となりました。が、原子力規制委員会は、液状化現象で沈む可能性が持ち上がった北側は新しい防潮堤

新防潮堤 完成なお未定

「安定電源」抱える
造り直す」と報じた。
判決は「(北側は)地
盤が液状化しない」と資
料で裏付けでない」と指
摘。新たな防護堤に
も、高さを16~5メートル
にし、外に構造を
つらじたこむつ。

〔口頭〕
部屋の仮想相手は「口元
ひがしもん ふたはまつしゆうだい」と題
した。
（立派な人、山野拓郎）

堤完成なお未定

はなく、敷地への悪影響を
抑制できる」と説明する。

地調査でその層が確認できなかつた。別の機関を示す必要が生じ、時間がかかつた。その後も北越が示す根拠が発表したいしもある、「廃止届ださる」、りゆが認められたのは21年7月。想批判した。

（中部電力近畿联网会議）と相互連絡の「防波堤構造」をつくった。だが、最初は大津波につけた堤防がこじれ、進波の高さは22.7mに。敷地の一部が浸水する想定になつた。中部電は「防波壁を立てるよりは津

時刻

解説

安全性を主張しながら、いまだに裏付けを示せていない。いつまでも付き合つわけにはいかない。札幌地裁の判決は、こんな論理で泊原発の運転を差し止めた。北海道電力の当事者能力に大きな疑問を投げかけた判決ともいえる。

判決が直接指摘した防潮堤だけ

はない。北電は、敷地内

断層をめぐる原子力規制委員会の審査でも、最低線を探るような無理筋の主張を繰り返してきた。規制委からは、社内の専門家の不足も批判されてきた。

原発の安全確保の責任は一義的に電力会社にある。本来なら、自ら進んで調査を尽くし、速やかに対策を取るのが筋だ。するすると津波対策を先延ばしした結果、事故に至った

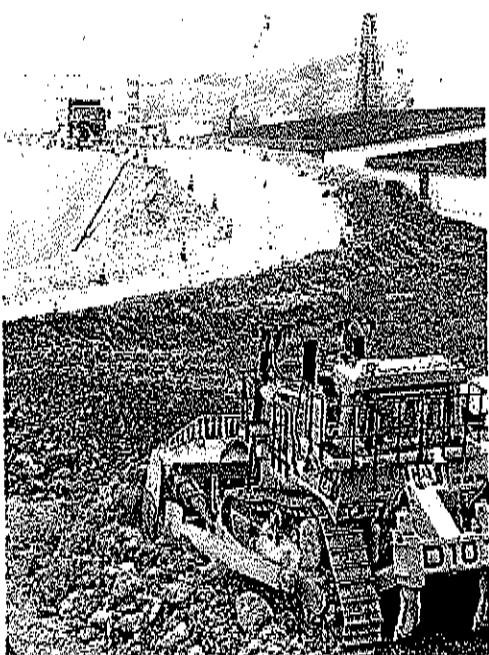
東京電力福島第一原発の教訓を生かせているとはいえない。

原発事故後は、審査を通りないと再稼働ができない仕組みになった。泊原発は、申請から9年近くが過ぎた。判決は、これだけの期間がかかることは「問題の多さや大きさをうかがわせる」と指摘する。

審査が長引いている原発は、ほかにもある。解決の糸口が見えないなら、規制委の審査の打ち切りも選択肢になるのではないか。

電力不足や脱炭素を理由に、原発書きは、事故時の影響の大きさと裏表の関係にある。安易に頼れるほど、原発の足元は盤石でないことも、この判決は示している。

(編集委員・佐々木英輔)



北電が泊原発で進める防潮堤の撤去作業＝3月30日、同社提供

生かせぬ教訓 能力に疑問